

ナショナルサイクルルート制度の創設について

令和元年9月9日
自転車活用推進本部決定

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を創設する。

1. 指定手続き

- （1）自転車活用推進本部事務局が選定した候補ルートについて、別に定める第三者委員会の意見を聴いた上で自転車活用推進本部長がナショナルサイクルルートに指定する。
- （2）指定要件等を満たさなくなったナショナルサイクルルートについては、その指定を取り消すものとする。
- （3）ナショナルサイクルルートの取消し・変更（軽微なものを除く。）に当たっては、指定と同様の手続きを経るものとする。

2. 指定要件

- （1）ナショナルサイクルルートとして満たすべき指定要件は別表の通りとする。
- （2）具体的な評価方法については、自転車活用推進本部事務局長（以下、「事務局長」という。）が定める。

3. その他

ここに定めるもののほか、ナショナルサイクルルート制度の運用に関し必要な事項は、事務局長が定める。

別表

観点	指定要件
1. ルート設定	① サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであること
2. 走行環境	① 誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること
	② 誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること
3. 受入環境	① 多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること
	② いつでも休憩できる環境を備えていること
	③ ルート沿いに自転車を運搬しながら移動可能な環境を備えていること
	④ サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること
	⑤ 地域の魅力を満喫でき、地域振興にも寄与する環境を備えていること
	⑥ 自転車のトラブルに対応できる環境を備えていること
	⑦ 緊急時のサポートが得られる環境を備えていること
4. 情報発信	① 誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること
5. 取組体制	① 官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要な取組体制が確立されていること